

インターネット配信【オンデマンド】 特定健診・特定保健指導従事者研修【基礎編】

1 研修目的

均質的な保健サービスを県民が等しく享受できる環境づくりを推進するため、保健指導従事者に対し、必要な知識の習得及び技術の向上を図る。

2 対象者

県及び市町の保健師・管理栄養士、病院・健診機関、保険者協議会等の保健指導従事者 等

※本研修における保健指導従事者とは、保健師、管理栄養士及び看護師を指します。

なお、看護師については、平成 20 年 4 月現在において 1 年以上(継続でなくても良い)保険者が保健事業として、または事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に反復継続して専ら従事した経験を有する者が対象です。

※本研修は「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」における「健診・保健指導の研修に関するガイドライン」の保健指導初任者(保健指導経験年数 1～2 年目)を対象とした研修プログラム例を参考としておりますが、保健指導経験者の参加も受け付けております。(「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱」(厚生労働省健康局長通知)により、保健指導初任者以外においても 6 年ごとに受講することが望ましいとされています)

3 開催方法及び内容

本研修は、山口県健康づくりセンターHP より以下の内容をオンデマンド配信します。

公開前日に当センターより受講に必要なパスワードを案内しますので、受講者は配信期間内に御視聴ください。

【配信期間】令和3年6月22日(火)～28日(月)

※研修受講には、インターネットへの接続環境及び「YouTube」または「Google ドライブ」にアップされた動画を視聴できるデバイス(パソコン等)が必要となります。なお、「YouTube」または「Google ドライブ」への登録は不要です

講 義 (20分)	
「特定健診・保健指導の制度・しくみ」	山口県健康づくりセンター
講 義 (20分)	
「特定健診・特定保健指導の現状」	山口県国民健康保険団体連合会 保険者支援課長 重 富 知 巳 氏 (山口県保険者協議会事務局)
講 義 (90分)	
「生活習慣病やメタボリックシンドロームに関する知識」(仮)	[調整中]
講 義 (60分)	
「生活習慣病と歯と口の健康に関する知識」	(公社)山口県歯科医師会 地域保健委員会委員 藤井歯科医院 院長 藤 井 隆 彦 氏
情報提供 (10分)	
「保健指導に関する情報提供及び教材の紹介」	山口県健康づくりセンター

括弧内の時間は目安時間です

4 申込方法

(1) 申込方法

- ・『受講申込書』による申し込み

別紙『受講申込書』を記入のうえ、申込先までメールまたはFAX、郵送にて提出をお願いします。

※『受講申込書』(Wordファイル)は山口県健康づくりセンターHP「お知らせ」欄より入手可能です。

【山口県健康づくりセンターHP】<https://www.hwy.or.jp/center/>

- ・『研修申し込みフォーム』(Google フォーム)による申し込み

以下のURL またはQR コードより『研修申し込みフォーム』にアクセスし、必要事項を入力のうえ、送信をお願いします。

【URL】<https://forms.gle/akBBhifLsLK8JsS97>

【QR コード】→



(2) 申込〆切 **令和3年6月11日(金)**

(3) 申 込 先 山口県健康づくりセンター 健康企画・研修班

〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1番1号 山口県総合保健会館内

メール: hpc002@hwy.or.jp FAX: 083-934-2209

(4) 申し込み後、受付完了のお知らせを10日以内にメールにてお送りいたします。

申し込みの際には必ずメールアドレスを御記入ください。

5 受講料 無料 (視聴に必要な費用(通信料を含む)は受講者側の負担となります)

6 修了証の発行について

本研修と後日実施する「特定健診・特定保健指導者従事者研修【実践編】」は、あわせて「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」における「健診・保健指導の研修に関するガイドライン」に準じた保健指導初任者(保健指導経験年数1~2年目)を対象とした研修となります。両研修すべてのプログラムを修了した受講者には、当センターより修了証を発行します。

「特定健診・特定保健指導者従事者研修【実践編】」は7月の開催予定です。詳細については後日改めて御案内します。

7 その他

- (1) 研修会受講者は「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」(厚生労働省のホームページからダウンロード可能)を一読のうえ、受講してください。

- (2) 受講修了後のアンケート提出をもって受講確認をしますので、受講者全員、必ずアンケートの提出をお願いします。

- (3) 受講申し込み後、都合により欠席される場合は、すみやかに連絡をお願いします。